

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第18回）議事要旨

1. 日 時 平成20年2月6日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会（会議室）
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員7名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件2件（国民年金事案）、新規案件4件（国民年金事案4件、厚生年金事案1件）の審議を行なった。
（2） 継続案件の2件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を聴取することとされた。
（3） 新規案件の1件（国民年金事案）は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正が必要と判断し、あっせん案を審議し決定した。
他の1件（国民年金事案）は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正が必要と判断し、次回の委員会であっせん案を審議することとされた。
残り3件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を聴取することとされた。
（4） 次回の委員会は、2月13日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成20年2月13日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員7名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件6件（国民年金4件、厚生年金2件）、新規案件4件（国民年金1件、厚生年金1件）の審議を行なった。
（2） 継続案件のうち1件（国民年金）は、あっせん案を審議し決定した。
他の4件（国民年金2件、厚生年金2件）は、非あっせん案を審議し決定した。残りの1件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を聴取することとされた。
（3） 新規案件のうち1件（厚生年金）は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を聴取することとされた。他の1件（国民年金）は、補足調査が必要と判断し継続審議とされた。
（4） 次回の委員会は、2月20日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 20 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 2 月 20 日（水） 18 時 00 分から 20 時 00 分

2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室

3. 出席者

（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員 7 名

4. 議 題

- （1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
- （2） その他

5. 会議経過

- （1） 新規案件 5 件（国民年金 2 件、厚生年金 3 件）の審議を行なった。
- （2） 国民年金の 1 件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正が必要と判断し、次回委員会であっせん案を審議することとされた。
- （3） 厚生年金の 2 件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を確認することとされた。
- （4） 残りの 2 件（国民年金 1 件、厚生年金 1 件）は、補足調査等が必要と判断し継続審議とされた。
- （5） 次回委員会は、2 月 27 日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成20年2月27日（水） 17時00分から20時00分

2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室

3. 出席者

（委員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員7名

4. 議 題

- （1） 年金記録に係る申立事案の審議
- （2） その他

5. 会議経過

- （1） 継続案件9件（国民年金5件、厚生年金4件）、新規案件3件（国民年金）について審議が行われた。
- （2） 継続案件のうち2件（国民年金1件、厚生年金1件）は、あっせん案を審議し決定した。同じく2件（厚生年金）は、訂正不要案を審議し決定した。

また、2件（国民年金1件、厚生年金1件）は、申立人の口頭意見陳述が行われたが、新たな周辺事情及び関連資料は確認できず、記録の訂正は認められないと判断し、今回は、訂正不要案の審議を行なうこととされた。

他の3件（国民年金）は、補足調査及び申立人に対する意見聴取が必要であると判断し、審議を継続することとされた。

- （3） 新規案件の3件は、収集した周辺事情及び関連資料からみて、記録の訂正は難しいと判断し、申立人に対して意見陳述の意向等を確認することとされた。
- （4） 次回の委員会は、3月5日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり